

財政局所管普通財産（港区稲永五丁目）における
土壌汚染調査業務

報 告 書

令和7年3月

株式会社環境公害センター

環境省指定調査機関 指定番号 2003-4-2043

目 次

1. 調査概要	1
1.1 調査件名	1
1.2 調査対象地	1
1.3 調査目的	1
1.4 参考法規等	1
1.5 土地の所有者等	1
1.6 指定調査機関等	1
1.7 調査期間	1
1.8 周辺地図	2
2. 調査対象物質の選定	3
3. 試料採取地点の設定	4
4. 調査結果	5
5. 評価	6
5.1 基準不適合範囲の区画数	6
5.2 その他	7

添付資料

1. 計量証明書
2. 業務写真

1. 調査概要

1.1 調査件名

稲永五丁目土壌調査業務

1.2 調査対象地

名古屋市港区稲永五丁目 29 番 3、30 番 3、52 番 1、1010 番 1

1.3 調査目的

本調査は、名古屋市有地を売却するにあたり、土壌汚染の状況を把握し、公開用の調査報告書を作成することを目的とする。

1.4 参考法規等

【法 律】

- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令 336 号）
- ・土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
（平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局土壌環境課、以下「ガイドライン」とする。）
- ・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
（平成 15 年名古屋市条例第 15 号、以下「市条例」とする。）
- ・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則
（平成 15 年 9 月 10 日規則第 117 号、以下「規則」とする。）

【指 針】

- ・土壌汚染等対策指針
（平成 15 年 9 月 30 日告示第 413 号、以下「指針」とする。）

1.5 土地の所有者等

名古屋市

1.6 指定調査機関等

- ・土壌汚染状況調査を行う指定調査機関
株式会社環境公害センター
愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目 201 番地
052-739-1350 FAX 052-739-1356
指定調査機関 2003-4-2043
- ・分析・試験を行う計量法第 107 条の登録を受けた者
株式会社環境公害センター
愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目 201 番地
電話 052-739-1350 FAX 052-739-1356
計量証明事業所 愛知県知事登録 第 281 号

1.7 調査期間

令和 7 年 2 月 26 日～令和 7 年 3 月 31 日

1.8 周辺地図



○：調査対象地

2. 調査対象物質の選定

調査対象地内の土壌汚染の有無を確認するため、下表の項目とした。

土壌汚染対策法に定められる特定有害物質及び区域の指定に係る基準（以下「指定基準」）を表 2. -1 に示す。

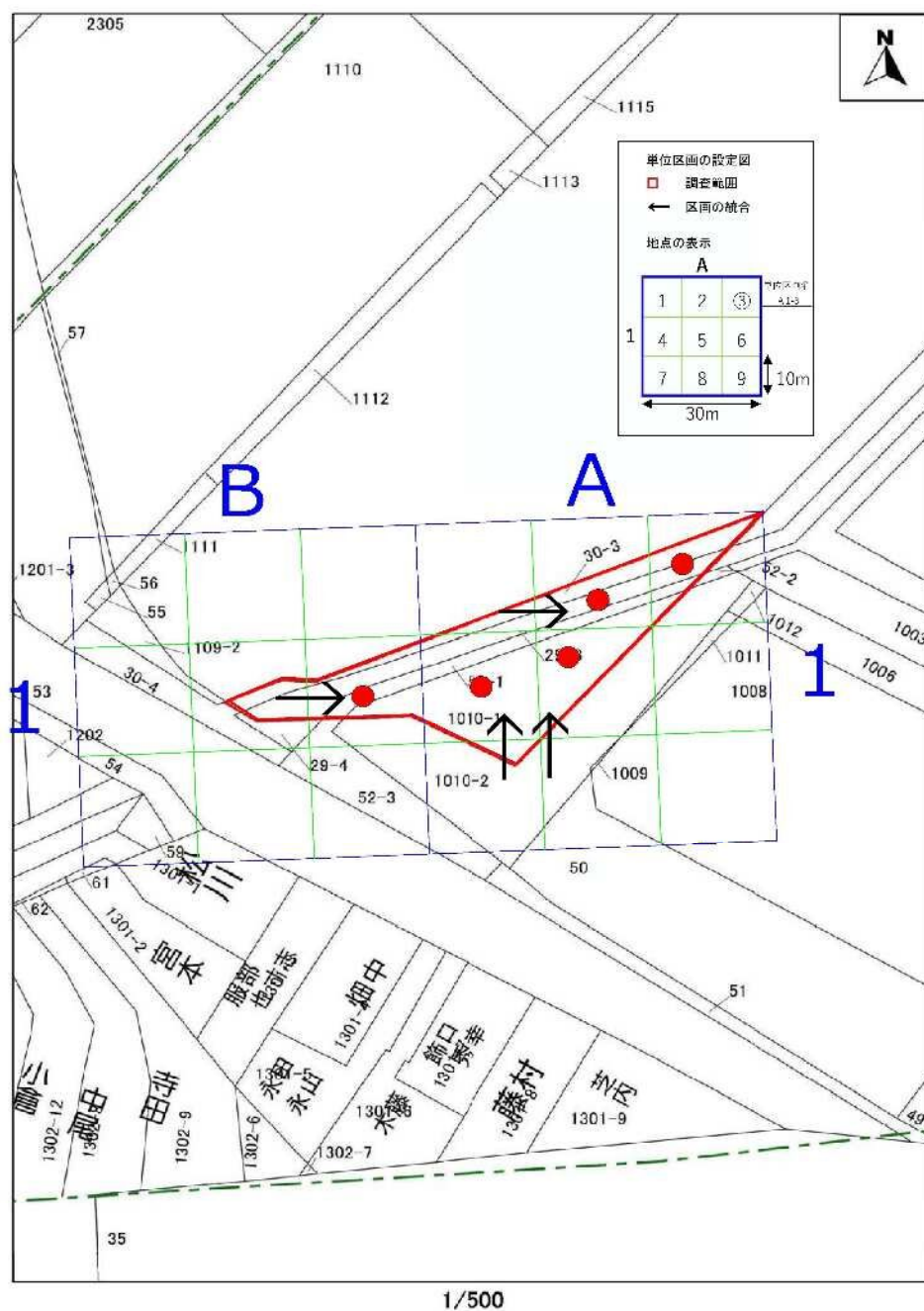
表 2. -1 指定基準

分類	特定有害物質	土壌ガス 基準値 (ppm)	土壌溶出量 基準値 (mg/L)	土壌含有量 基準値 (mg/kg)	地下水 基準 (mg/L)	試料採取 等の対象
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.1	0.002以下	—	0.002以下	対象外
	1,2-ジクロロエタン	0.1	0.004以下	—	0.004以下	対象外
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1以下	—	0.1以下	対象外
	1,2-ジクロロエチレン	0.1	0.04以下	—	0.04以下	対象外
	1,3-ジクロロプロペン	0.1	0.002以下	—	0.002以下	対象外
	ジクロロメタン	0.1	0.02以下	—	0.02以下	対象外
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01以下	—	0.01以下	対象外
	1,1,1-トリクロロエタン	0.1	1以下	—	1以下	対象外
	1,1,2-トリクロロエタン	0.1	0.006以下	—	0.006以下	対象外
	トリクロロエチレン	0.1	0.01以下	—	0.01以下	対象外
	ベンゼン	0.05	0.01以下	—	0.01以下	対象外
	クロロエチレン	0.1	0.002以下	—	0.002以下	対象外
第二種 特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	—	0.003以下	45以下	0.003以下	対象
	六価クロム化合物	—	0.05以下	250以下	0.05以下	対象
	シアン化合物	—	検出されないこと	50以下	検出されないこと	対象
	水銀及びその化合物 (水銀のうち、アルキル水銀)	— —	0.0005以下 (検出されないこと)	15以下 —	0.0005以下 (検出されないこと)	対象
	セレン及びその化合物	—	0.01以下	150以下	0.01以下	対象
	鉛及びその化合物	—	0.01以下	150以下	0.01以下	対象
	砒素及びその化合物	—	0.01以下	150以下	0.01以下	対象
	ふっ素及びその化合物	—	0.8以下	4,000以下	0.8以下	対象
	ほう素及びその化合物	—	1以下	4,000以下	1以下	対象
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	—	0.003以下	—	0.003以下	対象外
	チオベンカルブ	—	0.02以下	—	0.02以下	対象外
	チウラム	—	0.006以下	—	0.006以下	対象外
	PCB	—	検出されないこと	—	検出されないこと	対象外
	有機リン	—	検出されないこと	—	検出されないこと	対象外

3. 試料採取地点の設定

本調査では、すべて一部対象区画の調査であるので、30m格子について、5つの単位区画ごと（単位区画が5未満場合の場合はその数）に試料を採取し、地表～深さ5cmの土壌と深さ5～50cmまでの土壌を採取し、これらを等量混合して分析し、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を実施した。

採取地点等については、図 3.-1 に示す。



● 試料採取位置 → 区画統合

図 3. -1 調査位置図

4. 調査結果

測定の結果、地点 B1-6 の調査対象物質において、砒素及びその化合物が 0.013mg/L（基準値 0.01mg/L）と土壤溶出量基準を超過した。その他については、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準にすべて適合であった。

調査結果を表 4.-1 に示す。

表 4.-1 調査結果

	18号溶出量試験(mg/L)								
採取場所	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
A1-2,3,4,5	0.0003未満	0.01未満	検出されない	0.0005未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.40	0.02未満
B1-6	0.0003未満	0.01未満	検出されない	0.0005未満	0.001未満	0.002	0.013	0.49	0.02未満
定量下限値	0.0003	0.01	0.1	0.0005	0.001	0.001	0.001	0.08	0.02
基準値	0.003以下	0.05以下	検出されないこと	0.0005以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.8以下	1以下

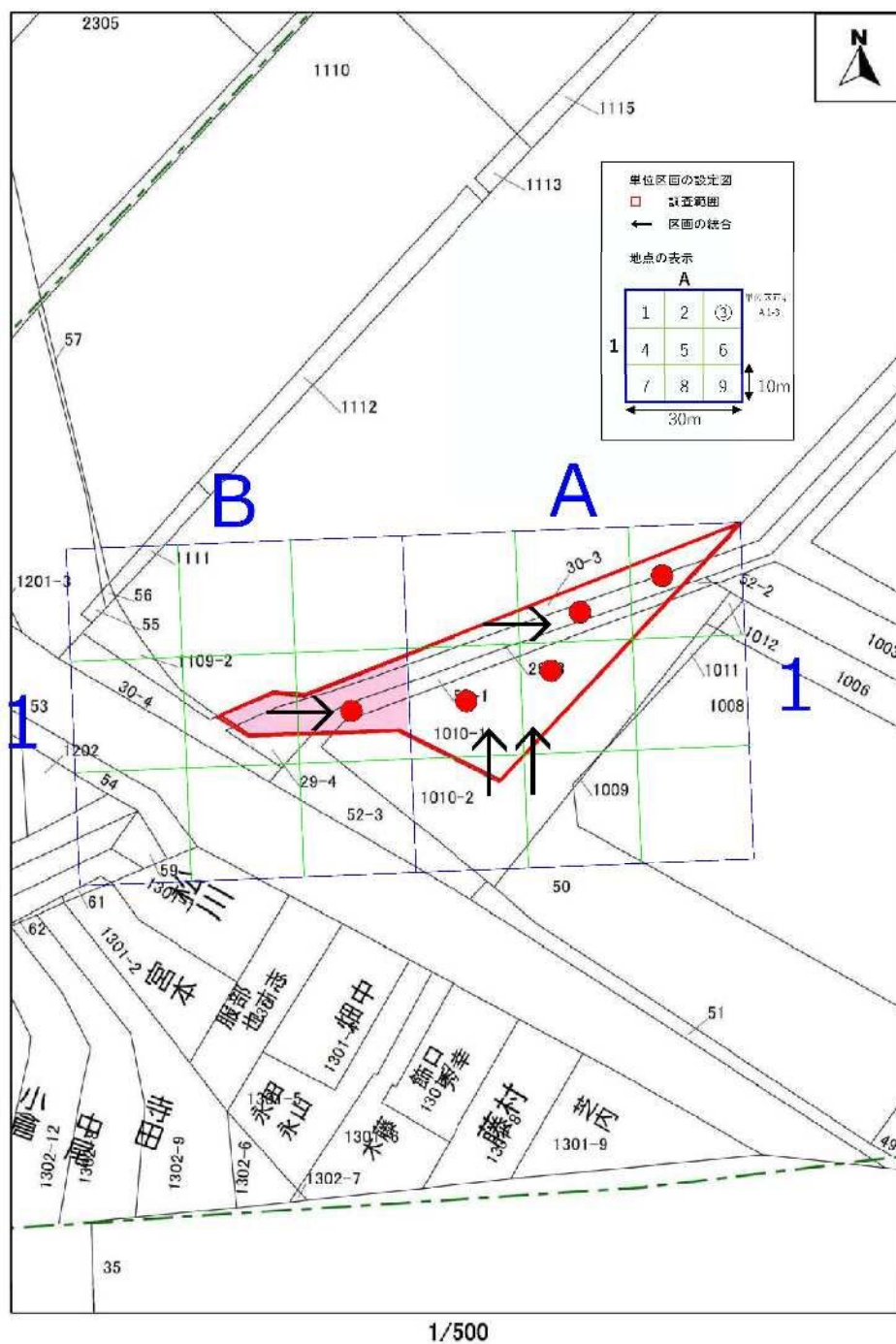
	19号含有量試験(mg/kg・dry)								
採取場所	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物
A1-2,3,4,5	0.5未満	5未満	1未満	0.01	0.1未満	21	2	27	5未満
B1-6	0.5未満	5未満	1未満	0.01	0.1未満	19	12	40	14
定量下限値	0.5	5	1	0.01	0.1	5	1	10	5
基準値	45以下	250以下	50以下	15以下	150以下	150以下	150以下	4000以下	4000以下

5. 評価

5.1 基準不適合範囲の区画数

砒素及びその化合物 1 区画 (B1)

基準不適合の区画について、図 5.1-1 に示す。



砒素及びその化合物の基準不適合区画

図 5.1-1 基準不適合区画図

5.2 その他

第二種特定有害物質の一部対象区画での基準不適合区画については、単位区画毎に調査することにより、汚染範囲を絞り込むことが可能である。

また、深度調査を行うことで、深度方向の汚染の範囲を絞り込むことが可能である。

添付資料 1.

計量証明書

計 量 の 方 法 一 覧 表

番号	計量の対象	計量の方法
1640 - 1603	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.4 ICP質量分析法
2070 - 2003	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.4 ICP発光分光分析法
1870 - 1804	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2及び38.3 4-ピリジンカルボン酸ピラゾロン吸光光度法
2341 - 2310	水銀及びその化合物	環告59号付表2に掲げる方法
2640 - 2603	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.4 ICP質量分析法
1940 - 1903	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.4 ICP質量分析法
2241 - 2203	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.4 ICP質量分析法
3240 - 3200	ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
3340 - 3302	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.3 ICP発光分光分析法
―― 以 下 余 白 ――		

表現方法: JIS→日本産業規格 規格→日本産業規格K0102 環告→環境省(庁)告示

計 量 の 方 法 一 覧 表

番号	計量の対象	計量の方法
1640 - 1603	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.4 ICP質量分析法
2070 - 2003	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.4 ICP発光分光分析法
1870 - 1804	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2及び38.3 4-ピリジンカルボン酸ピラゾロン吸光光度法
2341 - 2310	水銀及びその化合物	環告59号付表2に掲げる方法
2640 - 2603	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.4 ICP質量分析法
1940 - 1903	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.4 ICP質量分析法
2241 - 2203	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.4 ICP質量分析法
3240 - 3200	ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
3340 - 3302	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.3 ICP発光分光分析法
―― 以 下 余 白 ――		

計 量 証 明 書

第 25C012401 - 1 / 2 号

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市財政局長

殿

計量証明事業愛知県登録 第281号

株式会社 環境公舎センター

〒463-0808
名古屋市東区稲永五丁目201番地
TEL (052) 739-1350 (代)



環境計量士 牛 古

出張採取した下記の試料に対する計量の結果をつぎのとおり証明します。

試料の種類	土壌(19号含有量試験)	採取日時	令和 7 年 3 月 3 日	時 分
採取場所	財政局所管普通財産(港区稲永五丁目)における土壌汚染調査業務委託 A1-2,A1-3,A1-4,A1-5 4地点混合			
計量の対象		計量の結果	計量の方法 (別紙一覧表の番号)	特記事項
カドミウム及びその化合物(mg/kg・dry)		0.5未満	1640 - 1603	
六価クロム化合物(mg/kg・dry)		5未満	2070 - 2003	
シアン化合物(mg/kg・dry)		1未満	1870 - 1804	
水銀及びその化合物(mg/kg・dry)		0.01	2341 - 2310	
セレン及びその化合物(mg/kg・dry)		0.1未満	2640 - 2603	
鉛及びその化合物(mg/kg・dry)		21	1940 - 1903	
砒素及びその化合物(mg/kg・dry)		2	2241 - 2203	
ふっ素及びその化合物(mg/kg・dry)		27	3240 - 3200	
ほう素及びその化合物(mg/kg・dry)		5未満	3340 - 3302	
―― 以 下 余 白 ――				
				*印が付いたものは計量 の対象外項目です。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
該当なし

計量証明にかかわらない事項

調査対象地：名古屋市港区稲永五丁目29番3, 30番3, 52番1, 1010番1

計 量 の 方 法 一 覧 表

番号	計量の対象	計量の方法
1640 - 1603	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.4 ICP質量分析法
2070 - 2003	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.4 ICP発光分光分析法
1870 - 1804	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2及び38.3 4-ピリジンカルボン酸ピラゾロン吸光光度法
2341 - 2310	水銀及びその化合物	環告59号付表2に掲げる方法
2640 - 2603	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.4 ICP質量分析法
1940 - 1903	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.4 ICP質量分析法
2241 - 2203	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.4 ICP質量分析法
3240 - 3200	ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
3340 - 3302	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.3 ICP発光分光分析法
―― 以 下 余 白 ――		

表現方法: JIS→日本産業規格 規格→日本産業規格K0102 環告→環境省(庁)告示

計 量 証 明 書

第 25C012602 - 1 / 2 号

令和 7年 3月 27日

名古屋市財政局長

殿

計量証明事業受託知事登録 第281号

株式会社 環境公害センター

〒463-0808

名古屋市東山区東区役所三丁目201番地

TEL 052-733-1350(代)



環境計量士

牛 古

出張採取した下記の試料に対する計量の結果をつぎのとおり証明します。

試料の種類	土壌(19号含有量試験)	採取日時	令和 7年 3月 3日	時 分
採取場所	財政局所管普通財産(港区稲永五丁目)における土壌汚染調査業務委託 B1-6			
計量の対象		計量の結果	計量の 方法 (別紙一覧表の番号)	特記事項
カドミウム及びその化合物(mg/kg・dry)		0.5未満	1640 - 1603	
六価クロム化合物(mg/kg・dry)		5未満	2070 - 2003	
シアン化合物(mg/kg・dry)		1未満	1870 - 1804	
水銀及びその化合物(mg/kg・dry)		0.01	2341 - 2310	
セレン及びその化合物(mg/kg・dry)		0.1未満	2640 - 2603	
鉛及びその化合物(mg/kg・dry)		19	1940 - 1903	
砒素及びその化合物(mg/kg・dry)		12	2241 - 2203	
ふっ素及びその化合物(mg/kg・dry)		40	3240 - 3200	
ほう素及びその化合物(mg/kg・dry)		14	3340 - 3302	
―― 以 下 余 白 ――				
				*印が付いたものは計量の対象外項目です。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
該当なし

計量証明にかかわらない事項

調査対象地：名古屋市港区稲永五丁目29番3, 30番3, 52番1, 1010番1

計 量 の 方 法 一 覧 表

番号	計量の対象	計量の方法
1640 - 1603	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.4 ICP質量分析法
2070 - 2003	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.4 ICP発光分光分析法
1870 - 1804	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2及び38.3 4-ピリジンカルボン酸ピラソロン吸光光度法
2341 - 2310	水銀及びその化合物	環告59号付表2に掲げる方法
2640 - 2603	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.4 ICP質量分析法
1940 - 1903	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.4 ICP質量分析法
2241 - 2203	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.4 ICP質量分析法
3240 - 3200	ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
3340 - 3302	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.3 ICP発光分光分析法
―― 以下 余 白 ――		

表現方法: JIS→日本産業規格 規格→日本産業規格K0102 環告→環境省(庁)告示

添付資料 2.

業務写真

件名 財務局所管普通財産（港区稲永五丁目）における土壌汚染調査業務委託

採取区画 : A1-2 採取日: 令和7年3月3日



着手前



採取深度検測



採取完了

採取区画 : A1-3 採取日: 令和7年3月3日



着手前



採取深度検測



採取完了

件名 財務局所管普通財産（港区稲永五丁目）における土壌汚染調査業務委託

採取区画 : A1-4 採取日: 令和7年3月3日



着手前



採取深度検測



採取完了

採取区画 : A1-5 採取日: 令和7年3月3日



着手前



採取深度検測



採取完了

件名 財務局所管普通財産（港区稲永五丁目）における土壌汚染調査業務委託

採取区画 : B1-6 採取日: 令和7年3月3日



着手前



採取深度検測



採取完了

余 白

余 白

余 白